

○議長（小林哲雄）

日程第8 議案第50号 開成都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。下水道事業受益者負担金の一括納付報奨金制度について、制定から26年を経過し、所期の目的を果たしたと考えられ、また、行政改革をはじめとする近年の社会経済情勢等を勘案し廃止したいので、開成都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第50号 開成都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出。開成町長、府川裕一。

今回の条例の一部改正の理由について、簡単にご説明いたします。

開成都市計画下水道事業受益者負担金条例は、下水道整備により、環境の改善、利便性、快適性の向上などにより、土地の資産価値が高まるなど、下水道整備により受益を受ける方に、下水道事業費の一部を負担していただく目的のため、公共下水道事業供用開始前の昭和63年に制定をいたしました。その中で、下水道事業受益者負担金一括納付報奨金は、受益者負担金納付のご理解と納付率の向上を目的として、一括納付報奨金を当初から交付してきました。

開成町の公共下水道整備が進む中で、近年の5年間の受益者負担金の納付率は99%以上であります。下水道受益者負担金の制度が、町民の方に十分ご理解されたということと、また、平成9年には開成町の個人町民税、固定資産税の納期全納納付の報奨金を廃している等、社会的な考えと、あと行政改革を含めた近年の社会情勢を勘案して、下水道事業受益者負担金一括納付報奨金制度の継続について、開成町下水道運営審議会にて審議をしていただいたところ、下水道事業受益者負担金一括納付報奨金制度の廃止については妥当であるとの答申が、下水道事業運営審議会よりありましたので、今回、下水道事業受益者負担金一括納付報奨金の廃止のため、開成都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

1ページ目をおめくりください。条例のほうを読み上げます。

開成町条例第 号、開成都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例。

開成都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和 6 3 年開成町条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前でございます。第 9 条、一括納付報奨金。町長は、受益者が負担金の額を当該年度の第 1 期の納期までに当該年度又は他の年度に納付する負担金の全額を納付したときは、納期前に納付した負担金の額に規則で定める率を乗じて得た額を一括納付報奨金として交付することができる。第 2 項、前項の規定にかかわらず、一括納付報奨金は、次の号のいずれかに該当するときは、交付しない。第 1 号、当該受益者に未納の負担金があるとき。第 2 号、受益者が国又は地方公共団体であるとき。第 3 号、一括納付報奨金の額が 1 0 0 円未満であるとき。こちらを改正後ですけれども、第 9 条削除という形です。

附則、第 1 号、施行期日。この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 号、経過措置。この条例の施行の日前に申出があった一括納付に係る一括納付報奨金については、なお従前の例による。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑をどうぞ。

2 番、高橋久志議員。

○2 番（高橋久志）

2 番議員、高橋です。

先ほど、課長の説明の中で、廃止する条例の考え方が示されたところでございます。納付率が 9 9 % 云々という話もありましたけれども、さて、今回のいわゆる一括納付報奨金の実態というものは、どうなっているのか伺いたいと思います。

ここに書いてありますように、改正前については、条例の、開成都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則、これの第 6 条関係に該当するというふうに認識をしております。これには、それぞれの内容によって、例えば初年度から第 3 年度分、これで、一括納付金の交付率が 1 0 0 分の 8 云々とありますけれども、今の実績として、この 6 条の関係についてどういう状況になっているのか、その辺をちょっと明確にしたい。ただ単に廃止というわけには、ちょっといかないのではないかとこのように私は思うので、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

受益者負担金の一括納付の状況でございますが、平成 2 6 年度につきましては、賦課対象者が 8 名、そのうち一括納付をされた方は 7 名であります。利用率としては 8 7 . 5 % の利用でございます。

平成 2 5 年度につきましては、賦課対象者の 2 5 名で、一括納付の方は 2 4 名ということで、利用率としては 9 6 . 0 % の利用率になっております。

あと、表のほうですけれども、基本的にはほとんどの方が初年度に3年一括納付の率として、8%のご利用をされているということで、今言われた年度の方で、2年一括納付、また1年一括納付された方については、今手持ちでデータありませんので、申しわけありません。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。実績の報告がありましたけれども、一括納付の方が少なくなっているとはいえ、現存しているわけですね。率的には、平成25年度で96.4%だと。それから26年度は87.5%だと。こういう制度というものは、やはり下水道の普及等あわせて、もう少し維持する課題だというふうに私は思うんですけれども、その辺は、どんなふうに受けとめておられるのか、お聞かせください。

○議長（小林哲雄）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（芳山 忠）

いわゆる一括納付報奨金制度も、利用者の方が多いということは事実でございますけれども、この中で、こういった方が実際にご利用なさっているのかということになると、率直に申し上げれば、それなりに経済的に余裕のある方が、面倒くさいから一遍で出しちゃおうとか、そういった形が、はっきり申し上げれば多いのかなというふうに考えております。

これが逆に、経済的になかなか厳しい方のための助成制度的な意味合いがあるのであれば、それなりの、残していくという考え方もあろうかと思っておりますけれども、実態の運用としては、細かく所得調査までしたわけではございませんけれども、そういった方向に動いているということですとか、あるいは先ほど説明の中で申し上げましたとおり、平成9年度に町民税の一括納付報奨金制度を廃止している。本来であれば、もうそのときに、一緒にセットで考えてもよかったのかもしれない。ただ、まだその段階では、下水道の供用開始があってから、まだ10年しかたっていないということで、こういった受益者負担金制度についても、もう少しPRをしていく、またはご理解を求める必要があったのだらうというような配慮もあったのかなというふうに考えておりますが、いかんせん、26年も経過いたしますと、もうそういったところも十分に浸透しているということで、これだけの財源を使って、こういった制度を維持していくという、積極的な意味合いはもう果たしたのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

高橋議員。

○2番（高橋久志）

捉え方の観点だというふうに実は思っておりますけれども、それで、ちょっとお聞

きしたいんですが、課長の答弁の中で、初年度から第3年度分、100分の8を、いわゆる一括納付報奨金として出していると。金額的には、これによりますと、それぞれの内容によって違うと思うんですけども、平均的には、どのぐらい報奨金として生まれているのか。もしわかるようでしたら、教えてください。

○議長（小林哲雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

報奨金ですけれども、こちらのほうで試算した中では、まず3年一括という形の中で計算しております。大体宅地が150平米、ですから約45坪の一般的な家庭の住宅地の受益者負担金につきましては、平米260円の受益者負担金をいただいております。そうしますと、150平米ですと3万9,000円の受益者負担金という形になります。こちらを3年一括した場合ですけれども、基本的に受益者負担金は3年間の、年4回の12回払いという形が、条例で決められております。そちらの部分につきまして、受益者負担金一括納付された場合、まず1回目の支払い以後の金額ということですから、11回払う部分で、約8%をかけます。そうすると、3万9,000円の1回が3,250円になりますので、それを引いた3万5,750円、これにつきまして8%の額としまして計算しますと、2,860円が報奨金の額ということになります。

○議長（小林哲雄）

ほかに、質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第50号 開成都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立多数によって、可決いたしました。